

令和3年5月31日

保護者の皆様

尼崎市教育委員会

兵庫県における緊急事態宣言再延長を踏まえた市立学校園の運営について（通知）

皆様におかれましては、学校園における新型コロナウイルス感染防止対策にひとかたならぬご協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、報道のとおり、6月20日までの間、兵庫県において、新型コロナ特別措置法に基づく緊急事態宣言が再延長されました。今回の再延長に伴い、以下のとおり十分な感染予防対策を講じた上で教育活動を継続していきます。

皆様には長期にわたりご協力をお願いすることになりますが、お子様が安心して過ごせる学習環境の維持に全力で努めてまいりますので、引き続きのご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1 感染リスクの高い教育活動の一時停止等

これから気温の上昇とともに、教育活動においても熱中症予防等の観点からマスクをはずす機会が増えてくると予想されます。そうしたことを踏まえ、以下に挙げるような、「感染症対策を講じてもおお感染リスクの高い学習活動」については、1 学期終業式まで一時的に停止します。

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・音楽における「室内において児童生徒同士が周囲2メートル以上の間隔を保たないで行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・家庭科における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・体育における「児童生徒が密集する運動」、「近距離で組み合ったり接触したりする運動」及び「実技を伴う水泳」

2 部活動【令和3年6月1日（火）～令和3年6月20日（日）】

（1）平日（4日）は、十分な感染防止対策を実施したうえで、自校内のみの活動を実施します。なお、活動時間は2時間以内とします。合同練習、練習試合、合宿等宿泊を伴う活動は実施しません。

（2）土日は原則休止とします。

ただし、中体連スケジュール記載大会、中央競技団体・文化関係連盟等が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）への参加は可とします。参加する際は、最小限の人数にとどめ、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図ります。

大会等参加に伴う練習を行う場合は、大会初日の3週間前からとします。その際、感染防止対策を徹底のうえ、次のとおり取り扱います。

- ・活動場所は、原則自校内とします。（複数校合同チームで大会に参加する場合、または自校内で練習試合ができない場合のみ市内他校と合同による練習を可とします。）
- ・合宿等、宿泊を伴う活動は実施しません。
- ・活動時間は、土日1日3時間以内の実施とします。

3 学校行事等【1学期終業式までの間】

- ・校外から多くの人が来校する学校行事（参観、体育大会等）は、原則自粛とします。
- ・児童生徒等が密集するなどの感染リスクの高い活動を伴う学校行事は、原則自粛とします。
- ・個人懇談会や進路説明会、2学期当初に実施する自然学校、修学旅行等の説明会は、感染防止対策を行った上で実施することとします。

4 ご家庭における児童生徒等の健康管理についての改めてのお願い

(1) 健康観察の徹底

毎日の登校前の健康観察（健康観察記録表の記入）を改めて徹底してください。発熱等風邪症状（咳、息苦しさ、倦怠感、のどの痛み、鼻水、鼻づまり、味覚・嗅覚の異常、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔吐等平常と異なる症状等）がある場合は、学校園に連絡の上、登校園を控えてください。

また、登校後においても担任等が児童生徒の体調の観察に努め、体調の不調に気づいた場合には、すみやかに養護教諭等と連携し、迅速な対応を取ることといたします。

(2) 同居のご家族が検査対象となった場合の学校への連絡と出席停止の徹底

学校内での感染拡大の予防のため、現在教育委員会ではお子様と同居のご家族が検査対象となった段階で、その旨の連絡とお子様の出席の停止（欠席扱いとはいたしません。）をお願いしているところです。実際にこの連絡が遅れたことで学校内における濃厚接触者の数が拡大したり学校の休業期間が延長したりする例も生じておりますので改めてのご理解とご協力をお願いいたします。

(3) その他（ご家庭における感染予防のポイント）

- ・手洗いや咳エチケットを徹底してください。
- ・免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけてください。
- ・家庭内で感染を広げないように、換気や消毒を実施してください。

以 上